

「行財政改革元年」における行政改革の取組

平成 20 年 11 月

あ き る 野 市

「行財政改革元年」における行政改革の取組

これまで、行政改革の取組については、あきる野市行政改革推進プラン（以下、「推進プラン」という。）等に基づき、計画的に取り組んでいるところであるが、平成 20 年度の施政方針において、市の経営健全化を進めるためには、「行政力」の強化を早急に講ずる必要があるため、平成 20 年度を「行財政改革元年」と位置付け、職員一丸となって知恵を出し、工夫をしながら、最少の経費で最大の効果を挙げられる行財政運営を積極的に行っていくことが示されたところである。

このため、国の動向を踏まえながら、施政方針に位置づけられた「行政力」の強化の方針に基づき、「行財政改革元年」における行政改革の取組として、次に示す改革を推進する。

1 取組の基本指針

次に示す取組の基本指針に基づき、改革に取り組むものとする。

(1) 平成21年度財政見通しの認識

現在、当市の財政状況は、「三位一体の改革」に伴う地方交付税の減収が続くなど、依然として厳しい状況におかれているが、今後の財政見通しを検討した結果、依然として厳しい状況が続くため、この財政見通しをよく認識しながら、行財政運営に取り組むものとする。

(2) 歳出構造改革のための更なる行政改革の推進

現状の歳出構造を将来の発展に向けた構造に改革していくため、推進プランや経営方針、地方財政健全化に関する国の動向等を踏まえながら、更なる行政改革に取り組むものとする。

(3) 行政評価システムの活用による改革・改善の推進

さらに、歳出構造を改革していくため、市長の政策方針に基づき、行政評価システムを活用して、限られた財源の適正配分を進めるとともに、全ての事務事業の改革・改善を推進する。

2 取組の目標年度

「行財政改革元年」における行政改革の取組の目標年度を次のとおり定める。

目標年度：平成 23 年度

3 平成 21 年度の取組について

取組の基本指針に基づき、平成 21 年度の取組を次のとおり推進する。

(1) 公共施設再配置計画

ア プール施設の統廃合

多摩 26 市における体育施設の設置状況において、当市は市民 1 人当たりの施設面積が多摩地域で 1 位の状況である。このような状況において、当市のプールの設置については、下表のとおり、屋内プール 3 施設、屋外プール 1 施設を設置しているが、多摩地域の自治体においては、3 施設以上を所有している自治体は当市のみである。

施設名	施設概要
五日市ファインプラザ	室内（25mプール）
市民プール	室内（25mプール） 屋外（流れるプール、25mプール、幼児プール）
いきいきセンター	室内（16mプール、サウナ）

また、施設の利用状況や施設を取り巻く概況は、次のとおりである。

- それぞれの施設の利用者数、管理経費及び収入は、別紙 1「あきる野市におけるプール施設の概要」のとおり、個人利用者が減少傾向であるとともに、管理経費に対する収入の割合も少ない状況である。
- いきいきセンターにおける月別、時間帯別の利用者数の状況については、別紙 2「いきいきセンターにおける利用者数の推移について」のとおり、冬季（12 月～2 月）と午後 7 時以降の利用者が減少している。
- 最近の民間スポーツ施設の取組において、平日会員として、6 千円／月程度の会費ですべての施設をフリーに使えるサービスを行っており、個人利用で利用回数の多い人にとっては、サービス面や費用面で大変メリットがあり、市の施設運営に影響を与えている。
- 地方交付税の単位費用算定における標準団体の行政規模として、人口 10 万人、公民館 8、図書館 1、社会体育施設 4 及び幼稚園 4 と想定して算定されているため、当市の体育施設は大幅な超過となっている。
- 地方交付税の算定に当たっては、合併の特例として 2 本算定していたものから、1 本算定に縮減されるため、1 本算定を踏まえた効率的な行政運営が求められているため、特に、合併によりプール施設が増えたことを勘案した対応が必要である。

以上を踏まえて、プール施設については、今後、施設の効率的な運営や統廃合を行う必要があるため、次に示す取組を行う。

① いきいきセンターの運営の効率化

いきいきセンターは、体育施設として、2階部に水着リフレッシュゾーン及びトレーニング室があるが、個人利用者の減少が続いている。また、高齢者の方が健康増進のために水着リフレッシュゾーンを活用している実態がある。

以上を踏まえ、高齢者の方の健康増進のあり方を検討しながら、次のとおり運営の効率化を図る。

- ・ 施設の効率的運営を推進するため、冬季（12月～2月）の運営の休止と運営時間の短縮（午後7時以降2時間短縮）を行う。なお、10月、11月及び3月は午後6時以降3時間の短縮を行う。
- ・ 高齢者のプールを活用した健康増進のあり方について、民間施設も含めて検討する。

② 市民プールの検討

市民プールについては、平成21年度において、財政状況や運用状況等を踏まえながら、開館時間の縮減や施設の統廃合等を検討する。

イ 増戸連絡所係の運用の縮減

市民課の窓口業務については、これまで、本庁舎や五日市出張所、増戸連絡所、あきる野ルピアで運営を行ってきたが、あきる野市の人口分布状況や効率的な運営を勘案して、平成20年度からは、利用者が減少していたルピアサービス係を廃止して、本庁舎での業務の一本化に取り組んできたところである。

また、市民課増戸連絡所係については、戸籍謄本や住民票の写し、各種証明書等の交付の事務を行っており、現状の職員体制は、職員2人（係長職1人、体育課五日市体育館係員の兼務職員）と非常勤職員により運営しているが、増戸地区の人口に変化がないのにもかかわらず、利用者が毎年減少している状況（別紙3）である。

以上を踏まえ、市民課の窓口業務の効率的な運営を推進するため、平成21年度においては、増戸連絡所係の運用を縮減するとともに、今後の運営を検討する。

ウ 用地借上げ施設の見直し

施設用地の借上げをして借上げ料を支払っている施設において、他の施設への利用転換が可能な施設や施設の利用状況が低い施設がある。

これらの施設の中で、山田テニスコートについては、他のテニスコートへの利用転換が可能であり、平日の利用者が少ない状況を踏まえ、施設の利用を停止する。

(2) 委託・民営化推進計画

ア 「指定管理者制度の活用方針」に基づく取組

① 体育施設

- ・ 施設の老朽化による施設改修の状況を踏まえた上（今後の施設改修計画を策定）での指定管理者への管理委任を行う。
- ・ 指定管理者へ移行する施設については、効率性及び有効性の観点から、次のとおりとする。

*指定管理者へ移行する施設：五日市ファインラザ、秋川体育館

※ ただし、秋川体育館は、公民館と合築であり、水道や電気等のメーター設置、公民館のあり方について、対応する必要があるため、平成 20 年度は五日市ファインプラザとする。

*市の直営施設：指定管理者へ移行する施設以外の施設

- ・ 指定管理者の候補の選定は、公募により広く募集をして対応する。
- ・ スケジュール（平成 20 年度）

*9 月議会：条例改正

*10 月～12 月：候補者の公募、選定委員会による選定

*3 月議会：指定の議決

② 秋川ふれあいセンター

- ・ 指定管理者の候補：あきる野市社会福祉協議会
- ・ スケジュール（平成 20 年度）

*12 月議会：設置条例改正

*1 月～2 月：1 社候補指定、選定委員会

*3 月議会：指定の議決

③ あきる野ルピア

- ・ 指定管理者の候補：秋川総合開発公社
- ・ 指定管理者への管理委任に伴い、市の組織であるあきる野ルピアのルピア業務係、あきる野生涯学習センター係を廃止し、あきる野生涯学習センター係の業務は、公民館で実施する。
- ・ スケジュール（平成 20 年度）

*12 月議会：設置条例改正

*1 月～2 月：1 社候補指定、選定委員会

*3 月議会：指定の議決

④ 秋川キララホール

- ・ 現状、職員 4 名により運営されているが、指定管理者制度の活用にあたり、明確な利点を明らかにするため、民営と公営において、効率性及び有効性の観点で比較検討した上で、指定管理者に管理委任を進める。
- ・ 指定管理者制度の活用にあたり、指定管理者に対して、秋川駅地区商業活性化に向けた取組の提案（秋川キララホールの来客者を商業施設へ誘導するための提案）を求める。
- ・ スケジュール

*平成 20 年度：内部検討

*平成 21 年度：条例改正、公募・選定、指定議決

*平成 22 年度：運用開始

イ 保育園の民設民営化

① 保育園運営の現状

- ・ 公営の保育園事業の場合、三位一体改革により、国の公立分負担金が税源移譲により一般財源化（地方交付税制度の基準財政需要額算定）されており、民営の場合は、国から各園に運営費負担金や保育園建設費等補助金が支出される。
- ・ この一般財源化は、地方交付税制度において措置されるものの、三位一体改革により地方交付税総額が縮減されている状況においては、民営により国から直接負担金が支出される方が有利である。
- ・ また、民営の場合、各園で取り組んでいる事業に応じて、東京都から直接、園に対してサービス推進費補助が行われており、西秋留保育園での試算では、約 15,000 千円となり、サービスアップにつながる。
- ・ さらに、現状の公営と民営のサービス条件で運営した（公営では乳児保育、乳幼児一時保育を実施していない。）時の経費を比較すると、1 園児当たりの経費は、公営では 822 千円、民営では 532 千円であり、1.55 倍の経費増となっており、民営による運営では効率的かつ有効的な運営が可能となる。

② あきる野市公立保育園民営化方針の策定

前述の現状を踏まえ、児童課により民営化方針を策定

③ 方針に基づく取組

【東秋留保育園の民設民営化】

- ・ 東秋留保育園の民設民営化に当たっては、施設の老朽化を踏まえ、公募により運営主体を選定して、選定された運営主体によって、現状の位置において建替えを行うことにより実施する。

＊手法：社会福祉法人を対象に公募により選定

選定された法人により仮園舎設置（教員住宅跡地）

現状の建物の解体及び施設建設

＊土地：一定期間は無償貸与とし、その後、有償貸与とする。

＊建物：無償譲渡

- ・ なお、教員住宅跡地は、仮園舎が不要となった段階で、売却する。

- ・ スケジュール

＊平成 20 年度～平成 21 年度：準備、選定及び手続き時期

＊平成 22 年度～平成 23 年度：仮園舎設置、現施設の解体及び施設建設時期

＊平成 24 年度～：新たな施設による運営

※ 平成 22 年度から法人による運営（市の保育士の配置転換）

【その他の保育園】

その他の保育園については、今後、民営化について検討する。

(3) 補助金・負担金適正化計画

補助金・負担金適正化計画を踏まえ、更に適正化を図るため、次に示す取組を進める。

ア 補助金等の適正化

- ① 厳しい財政状況を踏まえて、市の裁量性がある全ての補助金等について、一定の割合で削減する。
- ② 長期に補助している補助金等については、補助金等を支出する必要があるかを検証して、廃止や他の制度との統廃合が可能か検討する。
- ③ 当初の補助金等の支出目的が、すでに達成していて、既得権益化しているものは廃止する。
- ④ 市が人件費を対象として補助、助成及び委託を行っている団体については、市の基準に準じた経常経費の削減（特に人件費）や団体の自主財源の強化などを要請するとともに、十分な指導を行う。

イ 負担金の適正化

- ① 負担金支出先の団体等の活動等について、相当額の繰越金の発生や団体の活動の成果が不明など、目的妥当性及び有効性の観点から検証して、負担金の支出が妥当か検討する。
- ② 前述の検討を踏まえて、団体等に改革・改善を提言して、状況に応じて脱退も視野に入れて、負担金の適正化を図る。

ウ 報償費の適正化

謝礼等の報償費については、補助金等の適正化による削減を踏まえて、一定の割合で削減する。

エ 削減目標

前述の補助金等の適正化を図ることにより、原則として 10%削減することを目標とする。

(4) 定員管理・組織管理計画

定員管理・組織管理計画を踏まえ、平成 21 年度における組織及び定員の管理については、次に示す取組を進める。

ア 組織管理

- ① 平成 20 年 4 月 1 日付け組織改正では、組織管理計画に基づき、少数精鋭の組織体制に対応できる組織に見直しを進めてきたが、施策体系を踏まえながら効率的かつ有効的な組織運営ができるよう事務分掌の見直しを進める。
- ② 更に少数精鋭の効率的な組織体制について検討を進め、必要に応じて組織の見直しを進める。
- ③ 少数精鋭に対応した組織運営を推進する観点から、様々な行政課題等に対して、職員のような能力を發揮できるようにするため、職員への公募や専門性を踏まえた特定の組織によって、プロジェクト・チームを編成して、対応するものとする。

イ 定員管理

定員適正化計画を踏まえ、少数精鋭の職員定員とするため、委託・民営化や事務事業の改革・改善、再任用職員の適正配置等を推進しながら職員の削減を図り、平成 21 年度の職員採用計画を立案する。

(5) 人件費の削減

ア 職員定数の削減

定員適正化計画を踏まえた少数精鋭の職員定員に基づき、職員数の削減に取り組むことにより、人件費を削減する。

イ 特別職及び職員の給料及び手当の削減

歳出構造を将来の発展に向けた構造に改革していくため、今後、補助金等の市民サービス関係経費を削減していくことや国の方針も踏まえ、特別職や一般職の給料及び手当について、次のとおり削減する。

- ① 特別職については、給与の削減を行う。
- ② 職員については、手当等削減を行う。

ウ 委員等報酬の削減

特別職及び職員の給料及び手当の削減を踏まえて、委員等の報酬について、一定金額の削減を図る。

(6) 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築

推進プランに基づき、行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築として、「経営戦略に基づく行政経営の推進」及び「予算編成システムの改革」に取り組んできたところであるが、次に示すとおり、現状の歳出構造を将来の発展に向けた構造に改革していくため、行政評価システムを活用して効率的かつ効果的な行政運営を推進する。

ア 平成20年度の取組

- ① 「市長の政策方針」に基づき、重点施策事業の立案や選定を実施して、経営方針や施策別枠配分等に反映する。
- ② 行政評価システムのスムーズな運用等を図るため、事務局のサポート体制の強化や優先度評価における取組の簡素化等、システムの改善に取り組む。

イ 限られた財源の適正配分

- ① 「市長の政策方針」に基づきながら、市の厳しい財政状況や課題を踏まえた施策別優先度評価に取り組み、次年度の経営方針において、政策方針や施策の優先性を位置づける。
- ② 経営方針に位置づけられた施策別優先度に基づく施策別予算配分により、財政見通しを踏まえた一般財源の適正配分を推進する。

ウ 全事務事業に対する改革・改善の推進

- ① 経営方針、予算編成方針及び施策別枠配分に基づき、次年度の事務事業の優先度評価を実施しながら各施策企画立案を行うことにより、全事務事業に対して統廃合

やコスト削減等の改革・改善を推進する。

- ② 前述の事務事業のコスト削減を推進するため、事務事業の活動量の削減や仕様の見直しによりコスト削減を実施する事務事業コスト企画を推進する。
- ③ 全事務事業に対する改革・改善の推進に当たっては、「取組の基本指針」を十分理解しながら、不断の改革・改善に努めるものとする。

4 平成 22 年度以降の取組について

平成 21 年度の取組を踏まえながら、基本指針に基づき、平成 22 年度以降における取組を次のとおり推進する。

(1) 公共施設再配置計画

ア 市民プール(屋外プール)の廃止

屋外プールについては、昭和 56 年建設（建設後 27 年）であり老朽化が進んでおり、漏水や設備の不具合等が見られ、循環配管改修やろ過設備改修等に対する多額の改修費が必要となるため、今後、施設の老朽化状況にあわせて屋外プールを廃止するとともに、廃止後の施設の活用方法等を検討する。

イ プール施設のあり方

平成 21 年における各施設の利用状況や課題、市の財政状況等の検討を踏まえながら、平成 22 年度以降におけるプール施設全般のあり方として、各施設の効率的・効果的な運営や統廃合等を進める。

ウ 増戸会館等の機能転換の検討

増戸会館は、1 階に中央図書館増戸分室が設置されているが、現在、増戸学童クラブの待機児解消のため、増戸会館の 2 階の会議室を学童クラブとして、使用申請により活用している。

また、五日市児童館増戸分館（増戸小の余裕教室利用）は、施設が狭隘のため、利用が制限されている状況である。

以上を踏まえ、学童保育の待機児童の実態把握や児童館及び図書館分室のあり方を検討した上で、増戸会館及び五日市児童館増戸分館の機能転換の検討を行う。

エ 市営住宅の統合

市営住宅は、市営住宅建替基本計画に基づき、建替えを進めているが、現在、13 団地のうち、4 団地が建替え済であり、残り 9 団地が未整備の状況である。

このような状況の中、市営住宅の建替えに当たっては、次に示すとおりとする。

- ① 市営住宅の建替えに当たっては、効率的かつ効果的な建替えを推進するため、未整備の 9 団地を 1 か所に統合する手法で整備を進めるものとする。
- ② 市営住宅を 1 か所に統合することに伴い、市営住宅跡地については、公共的活用が図られるかを検討した上で、不要となる場合は、普通財産として売却する。
- ③ 市営住宅の整備及び運営に当たって、PFI の手法により建替えを行う場合の優位性について、検討をする。

(2) 委託・民営化推進計画

ア 「指定管理者制度の活用方針」に基づく検討

指定管理者制度の活用方針を踏まえて、次に示す施設について、更に指定管理者制度の活用について検討を進める。

① 図書館

- ・ 現状、職員 21 名と非常勤職員により運営されているが、指定管理者制度の活用に当たり、明確な利点を明らかにするため、民営と公営において、効率性及び有効性の観点で比較検討する。なお、公営の場合は、再任用職員の活用を視野に入れながら効率化を図る。
- ・ 指定管理者制度を活用する場合は、指定管理者に対して、秋川駅地区商業活性化に向けた取組の提案(図書館の来客者を商業施設へ誘導するための提案)を求める。
- ・ スケジュール

平成 21 年度において、取組の方向性を決定する。

② その他の施設

市が運営している各種公の施設において、指定管理者制度の活用により、効率的かつ有効的な管理運営が可能と検証された場合は、指定管理者に管理委任を進める。

イ 西秋留保育園の民設民営化

西秋留保育園については、平成 18 年 4 月から平成 23 年 3 月までの期間において、指定管理者により運営が行われているため、指定期間の終了後の平成 23 年度から民設民営化を図る。

このため、西秋留保育園の民設民営化に当たっては、平成 22 年度において公募により運営主体の選定を進める。なお、運営主体に対する土地及び建物の貸与等の扱い方を検討する。

ウ 施設の民営化の検討

今後、公の施設等の管理及び運営において、施設の運営状況が悪化している場合や効率的な行政運営が必要な場合は、民間企業等による施設の管理及び運営により、効率的かつ効果的な成果が得られるか検討した上で、民営化を推進する。

(3) 補助金・負担金適正化計画

平成 21 年度の取組を踏まえ、目標削減率 10%が達成できるよう平成 22 年度以降の補助金・負担金等の適正化を推進して、補助金・負担金等の削減を図る。

(4) 定員管理・組織管理計画

平成 21 年度の取組を踏まえ、組織及び定員の管理については、次に示す取組を進める。

ア 組織管理

少数精鋭の効率的な組織体制について検討を進め、必要に応じて組織の見直しを進める。

イ 定員管理

定員適正化計画を踏まえ、少数精鋭の職員定員とするため、委託・民営化や事務事業の改革・改善等を推進しながら、職員の削減を進める。

(5) 人件費の削減

平成 21 年度の取組を踏まえ、職員定数の削減や職員の給料及び手当への削減、委員等報酬の削減について、財政状況を勘案しながら、取り組むものとする。

あきる野市におけるプール施設の概要

項 目	(人)				(円)			(円)				職員数	その他	
	種別	利用者数(プールのみ)				管理経費(施設全体)(※)			収入(プールのみ)					
		H16	H17	H18	H19	H17(決算)	H18(決算)	H19(予算)	H16	H17	H18	H19		
五日市ファインプラザ (室内水泳場)	個人	35,274	29,371	28,253	27,560	122,096,807	106,503,890	103,663,000	13,143,410	10,940,000	10,364,200	9,885,600	職員4人	
	団体	11,089	10,256	10,698	10,547									
	合計	46,363	39,627	38,951	38,107									
市民プール (室内プール)	個人	22,572	21,670	20,066	21,250	65,640,082	64,114,915	63,178,000	9,225,550	8,991,850	8,273,000	8,914,700	職員2人	
	団体	8,231	8,548	8,645	8,801									
	合計	30,803	30,218	28,711	30,051									
いきいきセンター (水着リフレッシュゾーン)	個人	17,801	15,522	16,667	14,182	41,471,281	42,044,787	41,775,000	4,350,390	4,612,090	3,781,575	3,250,637	職員1人	※含セット券・回数券(H18・19)
	団体	2,896	3,101	2,717	2,645									
	合計	20,697	18,623	19,384	16,827									

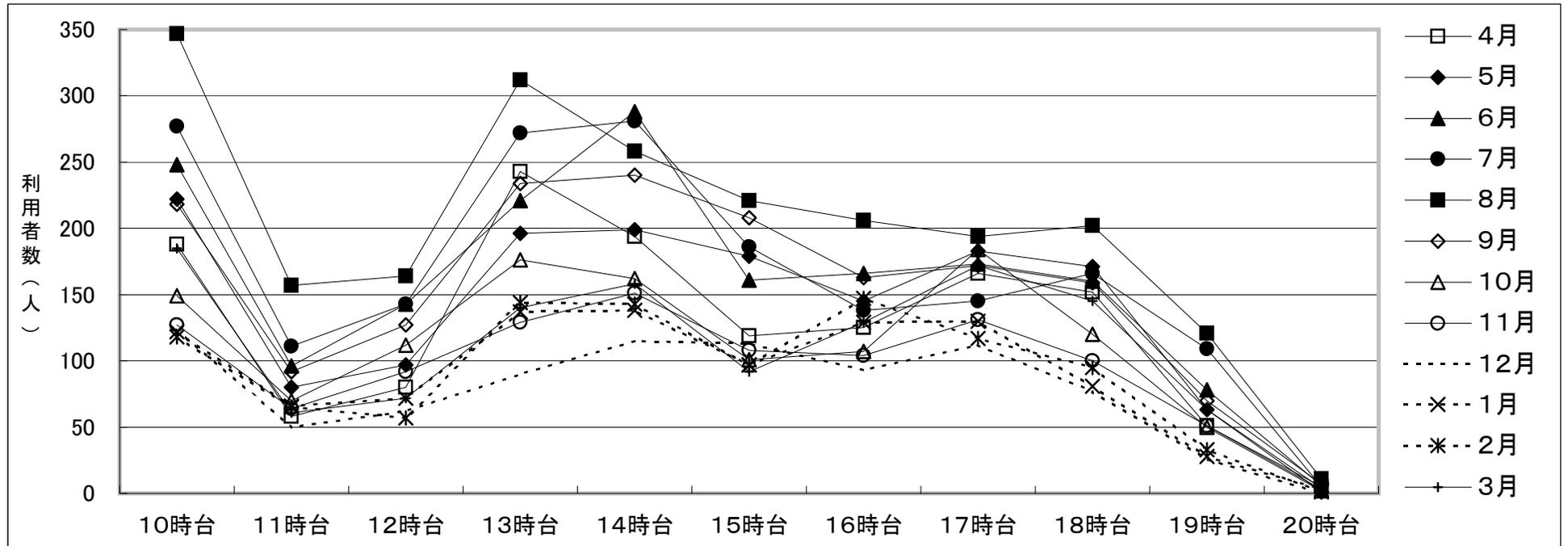
※ 平成19年度の予算における管理経費の主なもの(2,500千円超のみ)、いきいきセンターの水着リフレッシュゾーンは、全経費を記載する。

- ・五日市ファインプラザ : 燃料費7,006千円、光熱水費19,198千円、トレーニング室指導員派遣業務委託料4,830千円、温水プール管理運営業務委託料34,587千円、建物設備管理運営業務委託料12,437千円、開館受付業務委託料7,054千円
- ・市民プール : 光熱水費15,091千円、修繕料3,781千円、市民プール管理運営委託料34,270千円、建物設備管理運営業務委託料3,754千円
- ・いきいきセンター : 燃料費5,250千円、光熱水費9,802千円、機械設備保守点検委託料2,814千円、施設管理委託料17,281千円
 - ・(水着リフレッシュゾーン) : 講師謝礼140千円(182千円)、普通旅費3千円、消耗品費487千円(2/3)、燃料費4,200千円(4/5)、光熱水費8,168千円(5/6)、修繕料1,784千円、医薬材料費171千円、通信運搬費52千円(1/2)、水中清掃ロボット保守点検委託料42千円、機械設備保守点検委託料2,814千円、オイルタンク保守点検委託料90千円、オーバーフロー用ろ過機保守点検委託料217千円、施設管理委託料13,335千円(17,281千円)、清掃業務委託料88千円(1,141千円)、リフレッシュゾーン空気環境測定業務委託料38千円、券売機借上料1,066千円 (合計 32,695千円)

いきいきセンターにおける利用者数の推移について

	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	合計	団体利用	総合計
4月	188	58	80	243	194	119	125	166	152	51	5	1,381	219	1,600
5月	222	80	97	196	199	179	145	183	171	63	1	1,536	199	1,735
6月	248	96	143	221	288	161	166	173	160	78	6	1,740	266	2,006
7月	277	111	143	272	281	186	138	145	166	109	5	1,833	130	1,963
8月	347	157	164	312	258	221	206	194	202	121	11	2,193	0	2,193
9月	218	92	127	234	240	208	163	172	159	70	7	1,690	225	1,915
10月	149	70	112	176	162	101	107	184	120	50	2	1,233	240	1,473
11月	127	64	92	129	151	108	104	131	100	51	3	1,060	259	1,319
12月	124	50	62	90	115	113	93	112	77	26	0	862	153	1,015
1月	122	66	72	137	138	97	129	130	81	28	3	1,003	209	1,212
2月	118	65	57	144	143	97	147	117	95	33	1	1,017	275	1,292
3月	185	61	72	140	158	92	129	172	145	63	4	1,221	196	1,417
合計	2,325	970	1,221	2,294	2,327	1,682	1,652	1,879	1,628	743	48	16,769	2,371	19,140

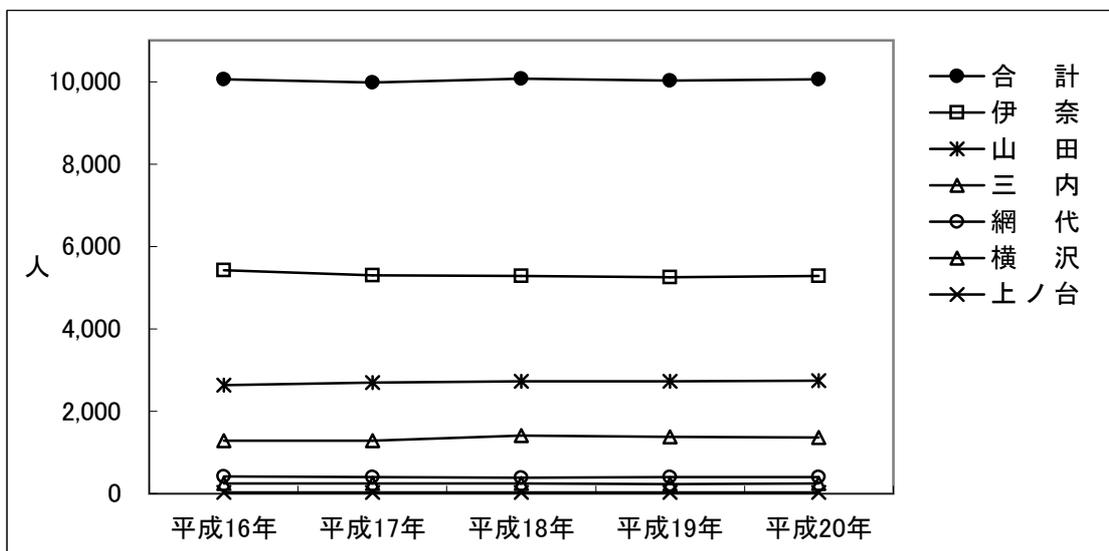
※ 時間帯別の利用者数を把握するため、施設2階の受付で使用者が記載する受付簿により集計しているため、集計表には、トレーニング室及びサウナ室の使用者を含んでいる。



旧増戸地区の人口動向

(各年4月1日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
山 田	2,637	2,700	2,723	2,732	2,739
上ノ台	35	33	32	31	29
網 代	415	410	392	398	402
伊 奈	5,418	5,298	5,278	5,246	5,278
横 沢	254	246	243	239	243
三 内	1,289	1,293	1,406	1,379	1,361
合 計	10,048	9,980	10,074	10,025	10,052



増戸連絡所の利用者の推移(平成15年度～平成19年度)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
一般請求	枚数(枚)	5,814	5,358	5,192	4,807	4,291	△ 0.26
	金額(円)	1,451,350	1,343,000	1,322,400	1,222,500	1,089,150	△ 0.25
無料扱い請求件数(枚)		100	102	63	77	0	△ 1.00
件数合計		5,914	5,460	5,255	4,884	4,291	△ 0.27